

千葉市公共施設再配置推進指針 第 1 期 (案) の主な内容について

H27.8.19：第 1 回資産経営推進委員会 アクションプランの骨格イメージについて		千葉市公共施設再配置推進指針 第 1 期 (案) 主な内容 (左記からの変更点)
1. 総論		
1	策定の趣旨 <ul style="list-style-type: none"> 今後 30 年を 3 期に分割し、平成 29～38 年度の 10 年間 (第 1 期) において、具体的な施設の再配置パターンを示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後 30 年を 3 期に分割し、平成 29～38 年度の 10 年間 (第 1 期) において、<u>順次、対象施設単位</u>で個別に「再配置 (素案)」を作成する。
	基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> 各論として、<u>施設グループ別及び圏域単位の両面からのアプローチ</u>を提示する。 プラン策定後、<u>市民・利用者との合意形成を推進し、その結果を踏まえ、圏域ごとに市として方針決定を行う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 施設グループ別及び圏域単位のアプローチは提示せず、「<u>公共施設見直し方針</u>」に基づく実施レベルの指針として、再配置実行に向けた検討方法やプロセスなどを示す。 再配置 (素案) について、<u>地元説明を行った後、意見交換会などにより、適切な意見聴取に努める。</u>
2. 各論		
1	施設グループ別のアプローチ <ul style="list-style-type: none"> 小中学校、コミュニティ系施設など、<u>再配置にあたり影響が大きい主要な施設グループ</u>について、<u>現状・課題及び見直しの方向性</u>を示す。 第 1 期中に<u>大規模改修や建替を行う施設を抽出し</u>、再配置パターンを複数示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設グループ別のアプローチについては、<u>各施設の今後の方向性を明確に示せる段階ではないため、作成しない。</u> 再配置検討の対象とする施設の考え方 →既に耐用年限を超過しているもの →第 1 期中に、<u>耐用年限を迎えるもの</u> →<u>実際の老朽化の状況に応じて、大規模改修が必要なもの</u>
	圏域別のアプローチ <ul style="list-style-type: none"> <u>圏域は中学校区を最小単位に</u>、原則として<u>複数の再配置パターン</u>を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設によりサービス提供範囲が異なるため、<u>一律的な圏域単位のアプローチは行わず、個別施設単位で再配置 (素案) を作成する。</u>
3. 策定スケジュール (案)		
1	市民意見聴取のステップ及び策定期間 <ul style="list-style-type: none"> <u>市民意見募集、附属機関での審議、シンポジウム、パブリックコメント手続を経て</u>、平成 29 年 7 月策定予定。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>附属機関での審議、シンポジウムを経て</u>、平成 28 年 12 月策定予定。